

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

短期入所生活介護むらさき野苑運営規程

（事業の目的）

第1条

社会福祉法人知多学園が開設する短期入所生活介護事業所むらさき野苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所生活介護事業所むらさき野苑
- (2) 所在地 常滑市字長峰一ノ切17番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する）

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
 - 医師 1 名以上
 - 生活相談員 常勤 1 名以上

看護職員及び介護職員 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上
栄養士または管理栄養士 1名以上
機能訓練指導員 1名以上
調理員その他の従事者 適当数
従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(3) 事務職員

必要な事務を行う。

(4) 宿直員

宿直業務（定期巡回、電話対応等）を行う。

（利用定員）

第5条

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 併設利用型 10名

(2) 空床利用型 特別養護老人ホームの定員88名以内

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) 健康チェック

(4) 送迎

2 第8条の通常送迎の実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

(1) 送迎実施区域を越えてから、片道20キロメートル未満 100円

(2) 送迎実施区域を越えてから、片道20キロメートル以上 200円

3 事業所は次の各号に掲げる費用の額を利用者から受け取ることができる。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの滞在費及び1日の食費の合計を下回る時に限り、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 滞在費	多床室	3室	915円（1日あたり）
(2) 食費	朝食		405円（1食あたり）
	昼食		520円（1食あたり）
	夕食		520円（1食あたり）

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者またはその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条

生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第8条

通常の送迎の実施地域は、常滑市、半田市、知多市、東海市、大府市、武豊町、阿久比町、美浜町、南知多町、東浦町の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条

生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第10条

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第12条

事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人知多学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 13 年 11 月 12 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 15 この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。
- 16 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
- 18 この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 19 この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- 20 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
- 22 この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- 23 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 24 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 25 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 26 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 27 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 28 この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 29 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 30 この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
- 31 この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

- 32 この規程は、令和元年7月22日から施行する。
- 33 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 34 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 35 この規程は、令和3年5月1日から施行する。
- 36 この規程は、令和3年8月1日から施行する。
- 37 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 38 この規程は、令和4年2月1日から施行する。
- 39 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 40 この規程は、令和4年7月1日から施行する。
- 41 この規程は、令和6年8月1日から施行する。